

見本

新

社会福祉士養成課程対応

# 権利擁護を 支える法制度

山口 光治 編

## はじめに

社会福祉分野における権利擁護の重要性が高まるなか、2009（平成21）年度から社会福祉士養成課程に「権利擁護と成年後見制度」という科目が導入され、社会福祉士国家試験の出題範囲にも組み込まれてきました。その後、2021（令和3）年度には名称が「権利擁護を支える法制度」に改められ、時代とともに変化していく権利擁護課題の解決のために内容が充実されてきています。

社会福祉領域における権利擁護の推進の背景には、家庭内における虐待や暴力、介護や福祉の専門職等による虐待問題の発生、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が低下した者の権利が侵害されてしまう問題、社会経済情勢の変化に伴う社会的排除や貧困の問題などの発生が影響しています。それとともに権利擁護の担い手としての社会福祉士へ期待が高まっていることがうかがえます。

人びとが安心して、自分らしく、自立した地域生活を営んでいくためには、当事者がもてる力を発揮するとともに、ソーシャルワーカーである社会福祉士が当事者の「必要」と「求め」に応じて、側面から支援していくことが求められます。そして、その際に重要となるのが「権利擁護の視点」であり「方法」です。

社会福祉分野における権利擁護は、現時点では十分に共通理解が得られ、学問的に確立しているとは言いがたい側面があり、今後の社会福祉実践をふまえた研究が期待されているテーマでもあります。その意味では、本書もその研究に一石を投じる役割を担っていると考えます。

本書は、先に述べたように社会福祉士養成課程の「権利擁護を支える法制度」に対応し、厚生労働省の示す以下の「科目のねらい」を包含するように編集しました。

- ①法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。
- ②権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。
- ③権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。
- ④権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。
- ⑤ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。

そして、社会福祉士として必要となる知識としての法の理解と法を駆使する実践力を身につけることに加え、ソーシャルワークとしての権利擁護活動を実践する視点やかかわり方についても盛り込み、包括的に権利擁護について学ぶことができるように配慮しました。

権利擁護活動は、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、さまざまな制度上の仕組みが整うことも大切ですが、一人ひとりの当事者の権利が擁護されることが

重要といえます。本書では、権利擁護活動を推進するうえで必要となる知識と情報について掲載していますので、社会福祉士を目指す学生はもちろんのこと、精神保健福祉士、その他福祉現場の実践者にも日々の実践を整理する際にご活用いただければ幸甚です。

最後に、本書を発行するにあたってご尽力いただきました執筆者の先生方、および(株)みらいの西尾敦氏に対して厚く御礼申し上げます。

2021年2月

編者 山口 光治

## 目次

執筆者一覧  
はじめに／3

### 序章 「権利擁護を支える法制度」を学ぶあなたへ

---

Interview 1 現場で働く先輩職員からのメッセージ①	13
Interview 2 現場で働く先輩職員からのメッセージ②	16
Interview 3 教員からのメッセージ	18

### 第1章 権利擁護とは

---

第1節 ソーシャルワークと権利擁護	22
1. 社会福祉が捉える権利擁護	／22
2. 権利擁護の視点	／23
3. 権利擁護の4つの諸相	／24
第2節 ソーシャルワークの基盤にある人権	25
第3節 権利擁護の内容	26
1. 社会福祉における権利	／26
2. 福祉サービス利用者の権利	／26
3. 契約上の権利	／29
第4節 社会福祉の変革と権利擁護	30
1. 社会福祉基礎構造改革と権利擁護	／30
2. 自己決定・自己選択の尊重	／30
第5節 社会福祉士と権利擁護実践	31
1. 権利擁護実践の構造的理解	／31
2. 権利擁護実践の対象	／33
3. 権利擁護実践の方法	／34
COLUMN 働いて体感した「エンパワメント」	／37

### 第2章 ソーシャルワーカーと法

---

第1節 法の基礎理論	39
1. 法の概念	／39
2. 法の分類	／40

3. 裁判および判決の種類 /42

**第2節 ソーシャルワーカーと法** ..... 43

1. ソーシャルワーカーが法を学ぶ意義 /43

2. 相談援助活動において想定される法律問題 /44

COLUMN ウトロの住民と「居住の権利」 /49

## 第3章 日本国憲法の理解

---

**第1節 日本国憲法の全体構造** ..... 51

1. 憲法の特質と分類 /51

2. 人権総論 /52

**第2節 自由権** ..... 54

1. 精神的自由 /54

2. 経済的自由 /56

3. 人身の自由 /57

**第3節 社会権** ..... 58

1. 生存権 /58

2. 生存権を具体化する人権 /59

**第4節 法の下での平等と新しい人権** ..... 60

1. 法の下での平等 /60

2. 新しい人権と幸福追求権 /60

**第5節 受益権(国務請求権)と参政権** ..... 61

1. 受益権 /61

2. 参政権 /61

**第6節 統治機構(1): 国会・内閣・裁判所** ..... 63

1. 国会 /63

2. 内閣 /63

3. 裁判所 /64

**第7節 統治機構(2): 地方自治** ..... 64

1. 地方自治の意義 /64

2. 地方公共団体の組織と住民の権利 /65

COLUMN 人権よもやま話 /67

## 第4章 民法の理解

---

第1節 契約	69
1. 権利の主体	／69
2. 権利の客体	／71
3. 契約の成立	／71
4. 契約の分類	／73
5. 債権の担保—物権	／75
第2節 不法行為	76
1. 一般的不法行為の成立要件	／76
2. 不法行為の効果	／78
3. 特殊な不法行為	／78
第3節 親族	79
1. 親族関係	／79
2. 夫婦	／81
3. 親子	／84
4. 扶養	／87
第4節 相続	87
1. 法定相続人	／87
2. 相続分	／89
3. 遺言	／91
COLUMN 民法改正要綱と夫婦別姓	／94

## 第5章 行政法の理解

---

第1節 行政法の基礎	97
1. 国は何をするのか?	／97
2. 国と地方公共団体	／98
3. 「法律による行政」とは何か?	／102
4. 「法律による行政」の現実的対応	／103
第2節 行政作用(行政活動)	104
1. 行政作用の第1段階	／104
2. 行政作用の第2段階	／106
3. 行政作用の第3段階	／108
4. 行政作用の手続的統制	／109

第3節 行政救済法	113
1. 不服申立てと行政訴訟	／113
2. 行政不服審査法	／114
3. 行政事件訴訟法	／117
4. 国家賠償法	／118
第4節 情報公開制度	120
第5節 個人情報保護法	121
COLUMN いろいろな地方公共団体	／124

## 第6章 権利擁護を支える仕組み

---

第1節 権利擁護にかかわる福祉の法律	125
1. 高齢者虐待防止法	／125
2. 児童虐待防止法	／127
3. 障害者虐待防止法	／129
4. 配偶者暴力防止法	／131
5. 障害者差別解消法	／132
第2節 意思決定支援ガイドライン	133
1. 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	／133
2. 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	／135
3. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	／136
4. 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン	／137
第3節 福祉サービスの適切な利用と苦情解決の仕組み	138
1. 運営適正化委員会	／138
2. 国民健康保険団体連合会	／138
3. 事業者による苦情解決	／138
4. 自治体等による苦情解決	／139
COLUMN 地域包括支援センターにおける権利擁護の実際	／141

## 第7章 権利擁護活動における法的諸問題

---

第1節 インフォームド・コンセント	143
1. 法的概念としてのインフォームド・コンセント	／143
2. インフォームド・コンセントに関する判例	／147

第2節 権利擁護活動における個人情報の取り扱い等	148
1. 秘密	／148
2. プライバシーの権利	／149
3. 個人情報保護	／149
4. 情報共有	／151
第3節 権利擁護活動と社会の安全	151
1. 守秘義務	／151
2. 通報、警告義務(守秘義務の解除事由)	／153
COLUMN 医療分野での権利擁護の実際	／157

## 第8章 成年後見制度の理解①

第1節 成年後見制度の概要	159
1. 権利擁護の必要性と仕組み	／159
2. 成年後見制度の概説	／160
第2節 法定後見制度の概要	161
1. 成年後見	／161
2. 保佐	／164
3. 補助	／167
4. 本人の行為と相手方の取引の安全	／168
5. 成年後見人等の資格と欠格事由	／169
6. 成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力および資格制限	／169
7. 申立手続き	／170
第3節 任意後見制度の概要	172
1. 任意後見制度の意義と現状	／172
2. 任意後見契約	／173
3. 任意後見契約の効力の発生	／175
4. 任意後見監督人の職務	／175
5. 任意後見契約の終了	／175
COLUMN 後見活動の実際	／178

## 第9章 成年後見制度の理解②

第1節 成年後見制度の最新の動向	179
1. 成年後見制度の利用状況	／179
2. 成年後見制度利用支援事業と市町村長申立て	／181



第2節 成年後見制度の利用促進	182
1. 成年後見制度利用促進法の制定	／182
2. 身上保護の重視と意思決定支援	／183
第3節 民間による権利擁護	184
1. 第三者後見人の利用状況	／184
2. 一般市民による成年後見(市民後見人)	／184
3. 法人による成年後見(法人後見人)	／185
COLUMN 法人後見の実際	／188

## 第10章 日常生活自立支援事業の理解

第1節 日常生活自立支援事業とは	189
1. 事業創設の背景	／189
2. 各地での先駆的取り組み	／191
3. 事業創設の経緯	／191
第2節 日常生活自立支援事業の仕組み	193
1. 事業の内容	／193
2. 事業の適正な実施の確保	／196
第3節 日常生活自立支援事業の支援	197
1. 支援の概要	／197
2. 支援の実際	／203
第4節 成年後見制度との連携	206
1. 日常生活自立支援事業と成年後見制度	／206
2. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携	／208
第5節 日常生活自立支援事業をめぐる最近の動向	209
1. 日常生活自立支援事業の現状	／209
2. 成果と課題、今後の展望	／211
COLUMN 日常生活自立支援事業の実際	／217

## 第11章 権利擁護にかかわる組織、団体、専門職の役割と実際

第1節 権利擁護にかかわる組織、団体の役割と実際	219
1. 家庭裁判所	／219
2. 法務局	／220
3. 法テラス(日本司法支援センター)	／222
4. 市町村	／223

5. 社会福祉協議会	／225
6. 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関	／226
<b>第2節 権利擁護にかかわる専門職の役割と実際</b>	.....228
1. 弁護士	／228
2. 司法書士	／230
COLUMN 弁護士活動における権利擁護の実際	／232

## 第12章 権利擁護活動の実際

---

<b>第1節 認知症を有する者への支援の実際</b>	.....234
1. 事例の概要	／234
2. 支援の開始に至る経緯	／235
3. 支援の展開	／236
4. 事例の考察	／237
<b>第2節 消費者被害を受けた者への支援の実際</b>	.....239
1. 事例の概要	／239
2. 支援の開始に至る経緯	／240
3. 支援の展開	／240
4. 事例の考察	／242
<b>第3節 高齢者虐待防止への支援の実際</b>	.....243
1. 事例の概要	／244
2. 支援の開始に至る経緯	／245
3. 支援の展開	／246
4. 事例の考察	／248

索引／250

## ●事前学習

・ソーシャルワーカーを目指す私たちは、なぜ権利擁護について学ぶのでしょうか。みなさんが今学んでいる専門的知識や専門的技術を、どのような方向へ用いるのかという専門価値にかかわる問いです。「ソーシャルワーカーの倫理綱領」をヒントに、ソーシャルワーク実践の場を想像しながら、この問いについて考えてみましょう。

## ●本章のねらい

社会福祉士の働きは、当事者や地域住民とともに、その人や地域の抱える問題を見出し、解決する方法を考え、当事者自身に取り組んでいくことを励ますことである。自分らしく生きようとする人間の可能性を信じ、当事者の自立した生活が実現するまでパートナーとして傍らに寄り添っていく専門職が社会福祉士である。ここでは、当事者や地域の力を引き出し、強め、その人権と権利を擁護していく役割が求められる。

本章では、社会福祉士が捉える権利擁護の基盤にある人権と諸権利、権利擁護の視点と方法について概観する。

なぜ権利擁護を学ばなければならないのかという問いは、いわば社会福祉実践の根拠を問うことに通ずる。すなわち、社会福祉士が人びとの生活と権利を護るために、どのような価値に基づき、どう具体的に働きかけていくのかという実践基盤を確認することを意味するからである。ぜひ権利擁護実践の基礎についての理解を深めてほしい。

## 〔プロローグ〕

近隣住民から、A子さんのことを心配して地域包括支援センターへ相談が寄せられた。それによると、A子さん（75歳）は、3か月前に戻ってきた息子（50歳）と二人暮らしをしている。A子さんは軽度の認知症があるため、時折、会話が成り立たないことはあるが、ADLは自立している。

息子は今まで仕事を転々とし、長続きしない性格であった。やっと2年間続いた仕事も嫌になり、A子さんのもとへ舞い戻った。

A子さんが「いい加減に仕事をしたらどうなの」と話しても、「うるさい、ばばあ！ 田舎じゃ、そんな簡単に仕事は見つからない！」「あんたの年金が入ってくるんだからいいだろ。うるさいことばかり言うと殴るぞ！」と脅し、何度か殴られている様子であるという。また、「あんたがこうやって育てたんだろ。いつかは全部俺のものになる財産を先に使って何が悪いんだ！」と怒鳴り散らす。そんななかで生活しているA子さんは、「こんな子に育てたのは、私のせいではないか。私が悪いんだらうか」と思うようになり、自分が我慢すればいいとあきらめている様子であるという。

地域包括支援センターの社会福祉士は、A子さんの思いを受けとめ、暴力を振るう責任は息子さんにあり「A子さんが悪いのではないよ」というメッセージを送りながら、その暴力によって操られ、消えかかっているA子さんの強さを引き出し、自分らしく生きたい気持ちを高めるように努めた。そして、成年後見制度の利用につなぎ、適切な財産管理と身上監護を第三者の成年後見人に依頼した。社会福祉士は、常に被害を受けているA子さんの側に立って支援していこうと支援活動を開始した。

#### \* 1 日本ソーシャルワーカー連盟

日本におけるソーシャルワーカーの倫理を確立し、専門的技能の研鑽、資質の向上を図るとともに、ソーシャルワーカーとしての社会的地位の向上を図るための事業を行い、国際ソーシャルワーカー連盟との連携や日本国としての統一的理解を集約し、決定する組織である。会員には、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会の4団体がある。

#### \* 2

日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議では、各団体の倫理綱領として「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を施行する際に、本綱領のタイトルに各団体名を使用することについて合意している。

この例に限らず、人びとが安心して自由に、自分らしく生きる権利と、その可能性が脅かされ、暴力や虐待、権利侵害といった状況がまかり通る社会を放置しておくことはできない。

私たちは社会福祉士として何ができるのか。その社会的責任の重さに向き合い、行動を起こしていくために権利擁護を学び、当事者の最善の利益を確保し、希望ある未来を当事者とともに築いていくことが求められる。

## 第1節 ソーシャルワークと権利擁護

### 1. 社会福祉が捉える権利擁護

社会福祉士として権利擁護実践に携わる際に、2つの重要な指針がある。

1つには、社会福祉専門職団体協議会代表者会議が2005（平成17）年に制定し、日本ソーシャルワーカー連盟<sup>\*1</sup>代表者会議が2020（令和2）年に改訂した「ソーシャルワーカーの倫理綱領」<sup>\*2</sup>である。その前文には「われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、

多様な人々や組織と協働することを言明する」と述べられている。

2つには、2014（平成26）年7月にメルボルンで開催された国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会および国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」である。そこでは、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい」\*<sup>3</sup>と定義されている。

この2つから、ソーシャルワークとしての権利擁護を捉えると、人権と社会正義の原理を基盤として、すべての人間がかけがえのない存在としてその尊厳が尊重され、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を図り、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現を目指すという基本的な方向性を見出すことができる。そして、そのような権利擁護の理念や思想を実現するために、社会福祉実践において利用者の意見や権利主張を側面的に支援し、権利擁護のための法制度や政策を活用して代弁・弁護していくことが社会福祉が捉える権利擁護であるといえる。

## 2. 権利擁護の視点

社会福祉実践において権利擁護という言葉の使われ方をみると、虐待や人権侵害への対応方法のことを意味していたり、成年後見制度\*<sup>4</sup>や日常生活自立支援事業\*<sup>5</sup>を利用することそのものであると捉えている場合が散見される。それは誤りではないものの、そこで用いられている権利擁護は単に方法を意味しており、援助過程を通して相手の痛みや苦しみ、悲しみなどを受けとめ、それに対して誠実に応答していこうとする権利擁護実践の姿勢や態度、視点を含めては捉えられていない。また、制度上の仕組みが整うことと、一人ひとりの当事者の権利が擁護されることとは次元が異なる。

権利擁護を進めていくためには、その姿勢や態度を含めて権利擁護実践を構造的に理解し、人権や福祉サービス利用者の諸権利を理解しておく必要がある。そして、その基礎に置かれる「当事者をどのように捉えるか」「当事者にどう援助者として向き合うか」という姿勢や態度、視点として次の点をあげることができる。

\* 3  
日本社会福祉教育学校連盟と社会福祉専門職団体協議会による訳。IFSWとしては日本語訳、IASSWは公用語である日本語定義。

\* 4 成年後見制度  
第8章参照。

\* 5 日常生活自立支援事業  
第10章参照。

- ①一人ひとりがかけがえのない存在である（人権、価値、個別化）
- ②人はみな生きる力をもっている（人権）
- ③自分の人生を自分で決める権利と力がある（自己決定、自己選択、残存能力）
- ④あなたはひとりではない（関係性、社会的存在）
- ⑤相手を理解する際に、自分でできないことや失われた面のみならず、強みや強さに目を向ける（ストレングス）
- ⑥力を引き出し、強めていく（エンパワメント）
- ⑦人はかかわり方によって変化する存在である（変化の可能性）

あくまでも権利主体は当事者本人であり、その本人の力を引き出すとともに、社会環境を整えて側面から支援していくこと、そして時に代弁していくことが権利擁護実践である。社会福祉士は、そのような当事者との協働のプロセスを通して、当事者の最善の利益を確保していくのである。

### 3. 権利擁護の4つの諸相

ソーシャルワーク領域における権利擁護概念を探求した岩間伸之は、「権利擁護とは、健康で文化的な最低限度の生活の維持及び権利侵害状態からの脱却という狭義の理念を包含しつつ、さらに本人の自己実現に向けたエンパワメントを志向する理念としてとらえることが求められる」として、以下の4つの諸相を提示している\*6。

- |                |
|----------------|
| A：権利侵害状態からの脱却  |
| B：積極的権利擁護の推進   |
| C：予防的権利擁護の推進   |
| D：権利侵害を生む環境の変革 |

第一は「権利侵害状態からの脱却」であり、生命が危険にさらされている、最低限度の生活が維持できていない、虐待等による権利侵害が認められる、不適切な人間関係や非人間的な環境に置かれているといった権利侵害状態からの脱却を図ることをあげている。第二は、「積極的権利擁護の推進」で、生命や財産を守り、権利侵害状態からの脱却を図るだけでなく、「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支え、本人の自己実現に向けた取り組みを保障することを指している。そして、第三には「予防的権利擁護の推進」をあげ、早期発見・早期対応によって、虐待事例を含む支援困難事例等、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐこと。そのためには、地域住民等のインフォーマルサポートの参画による専門職との連携と協働が不可欠となることを指摘

\* 6  
岩間の4つの諸相は、人と環境の相互作用領域に焦点を当てて介入していくソーシャルワークの固有の視点をもとに、生活者本人を主体として中心に据え、権利侵害があればその状態から抜け出すこと、また、そのような状態に陥ることを予防するとともに、日々の暮らしのなかで本人らしい生活と変化を支えていくことこそが権利擁護であると示唆し傾聴に値する（岩間伸之「権利擁護の推進と地域包括ケア-地域を基盤としたソーシャルワークとしての展開-」『地域福祉研究』No.42 2014年 pp.13-21）。



## ●事後学習

- ①「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」について調べ、実践の基礎をなす原則は何か、どのような定義となっているか、なぜそのような定義が変わっていったかについて理解しよう。
- ②ソーシャルワーカーとして権利擁護を進めていくために必要となる姿勢や態度、視点について具体的にあげてみましょう。
- ③権利擁護を推進していくうえで「エンパワメント」は欠かせない。あなたの言葉でエンパワメントについて、具体的に説明してみましょう。

## 【引用文献】

第3節、第4節の執筆にあたり、拙稿「第5節 契約下における援助のあり方」社団法人日本社会福祉士会編『新 社会福祉援助の共通基盤 第2版 上』中央法規出版 2009年 pp.81-90に加筆・修正を加え引用した。

## 【参考文献】

- ・足立勲編『新・社会福祉原論』みらい 2005年
- ・京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣 1993年
- ・社団法人日本社会福祉士会編『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法規出版 2009年
- ・社団法人日本社会福祉士会編『新 社会福祉援助の共通基盤 第2版 上』中央法規出版 2009年
- ・高山直樹監修、社団法人日本社会福祉士会編『社会福祉の権利擁護実践－利用者の声を聴く社会福祉士として－』中央法規出版 2002年
- ・西尾祐吾・清水隆則編『社会福祉実践とアドボカシー－利用者の権利擁護のために－』中央法規出版 2000年
- ・ネイル・ペイトマン著（西尾祐吾監訳）『アドボカシーの理論と実際－社会福祉における代弁と擁護－』八千代出版 1998年
- ・森田ゆり『新・子どもの虐待－生きる力が侵されるとき－』岩波書店 2004年
- ・山口光治『高齢者虐待とソーシャルワーク』みらい 2009年
- ・山本克司『福祉に携わる人のための人権読本』法律文化社 2009年
- ・ロバート・アダムス著（杉本敏夫・齊藤千鶴監訳）『ソーシャルワークとエンパワメント－社会福祉実践の新しい方向－』ふくろう出版 2007年

## COLUMN

## 働いて体感した「エンパワメント」

社会福祉士として老人デイサービスセンターで働く鈴木さん。まだ、就職して2年目に入ったばかりの新人です。ようやく仕事の段取りにも慣れてきて、少しずつ利用者や家族の声を受けとめられるようになってきました。

そんな鈴木さんが最近気になっているのが、奥さんを介護している男性の介護者の様子です。送迎をするために自宅へ迎えに行くと、会話も少なく無表情で妻の外出を見送る夫や「俺の体がだめになったら、こいつと一緒に死ぬしかない」と独り言のようにつぶやく声などが聞こえてくるのです。

デイサービスで日中の介護を提供しているのに、それだけでは介護者の支えになっていないのではないかと、男性が介護するということが何か特別な大変さがあるのだろうかと考えようになりました。そして、男性介護者が真に求めていることは何だろうか、どうしたらそれを知ることができるだろうかと職員会議の際に投げかけてみました。

すると、鈴木さんが気にしていた介護者のほかにも、ちょっと気になる男性の介護者がいることがわかり、直接それらの男性介護者から話を聞いてみたらどうかということになりました。しかし、鈴木さんが社会福祉士という専門職で、同じ男性だからといっても、まだまだ若く、どう話を切り出してよいか、どんな質問をしたら介護の本音を引き出せるのか自信がありませんでした。

そこで鈴木さんは、デイサービスセンターへボランティアに来ている小林さんに協力してもらおうと考えました。小林さんは7年間にわたり奥さんの介護をし、昨年、その介護を終えていました。その後、縁あってこのデイサービスセンターへ週1回ボランティアに来ていました。小林さんに話すと、「自分の経験が活かされるのはうれしい」と快く引き受けていただきました。

鈴木さんは、このデイサービスセンターの利用者の家族で、介護をしている男性全員に、「男性介護者の集い」の案内チラシを手渡ししながら、ぜひ、参加してほしいをお願いをして回りました。

そして、第1回目の男性介護者の集いが8名の参加者によって開かれ、まず小林さんに介護体験談の口火を切っていただき、少しずつ参加者から介護の様子を聞くことができました。こうして始まった集いは、毎月1回の開催から月に2回へと増やされ、すでに10回を数えるまでとなりました。初回から参加したある男性は、「男だから弱音を吐いてはいけないと思って介護していたが、ここに来ると自然に自分の気持ちを話したくなる。話すすと少し心が軽くなるよ」と語っていました。それを聞いていた鈴木さんは、「こういうことがエンパワメントというのかな」と大学で学んだことを思い出しました。